

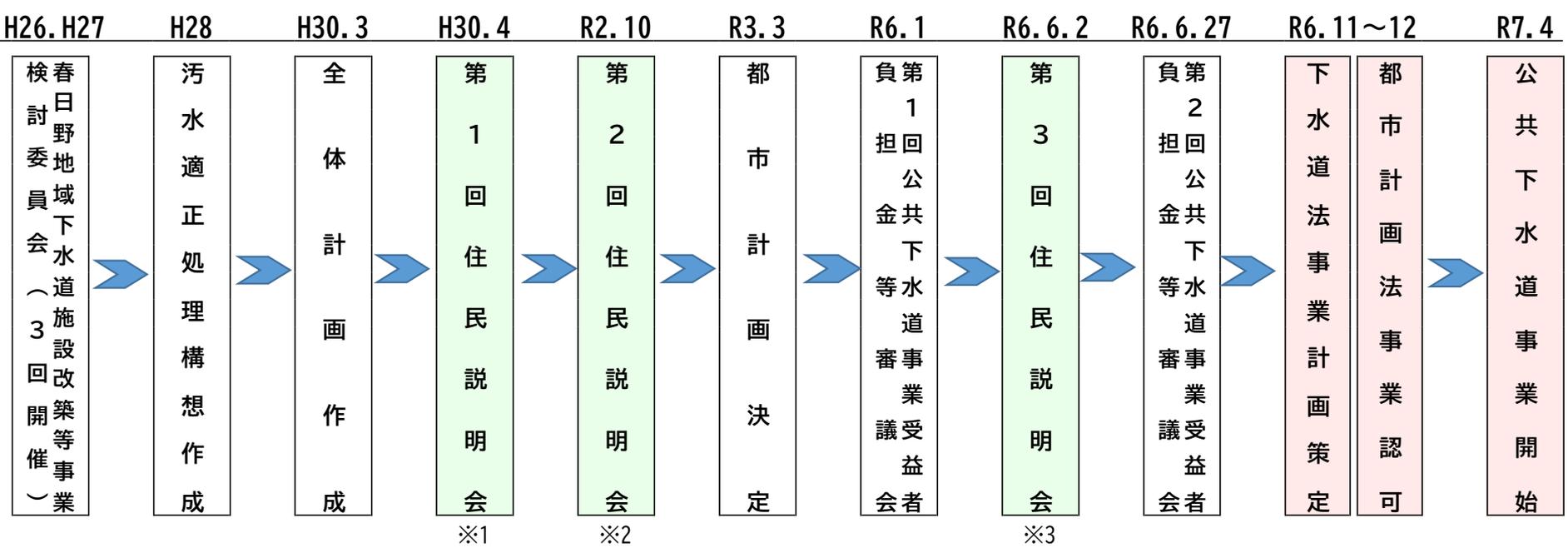
阿南市公共下水道(春日野処理区)の 下水道使用料・受益者負担金について

目次

1. 公共下水道（春日野処理区）事業転換に向けた流れ……………P. 3
2. 春日野地域の人口と世帯数……………P. 4
3. 下水処理に係る経費とその財源……………P. 5
4. 維持管理費及び使用料収入について……………P. 6
5. 区分別収支見込みと使用料の設定（案）について…P. 8
6. 受益者負担金について……………P. 10

1. 公共下水道（春日野処理区）事業転換に向けた流れ

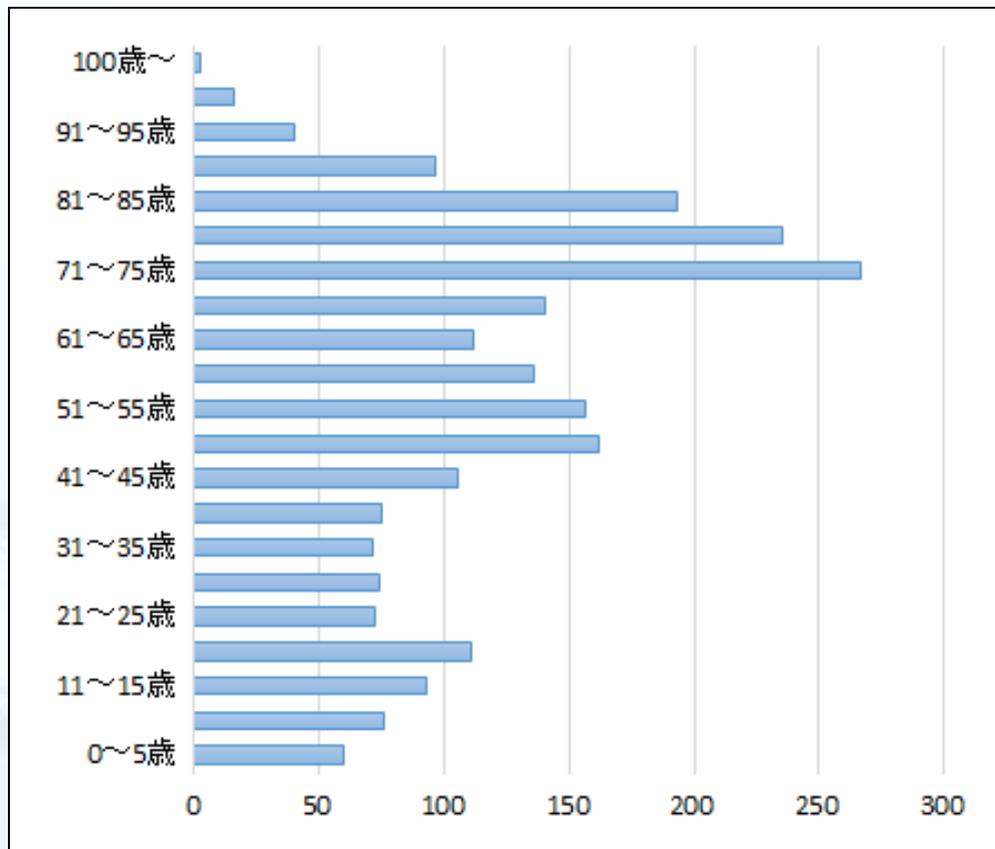
予定



- ※1 第1回住民説明会（阿南市公共下水道春日野処理区について）
- ※2 第2回住民説明会（徳島東部都市計画下水道の変更について）
- ※3 第3回住民説明会（春日野地域下水道事業計画の概要について）

2. 春日野地域の人口と世帯数 (令和6年3月末届出時点)

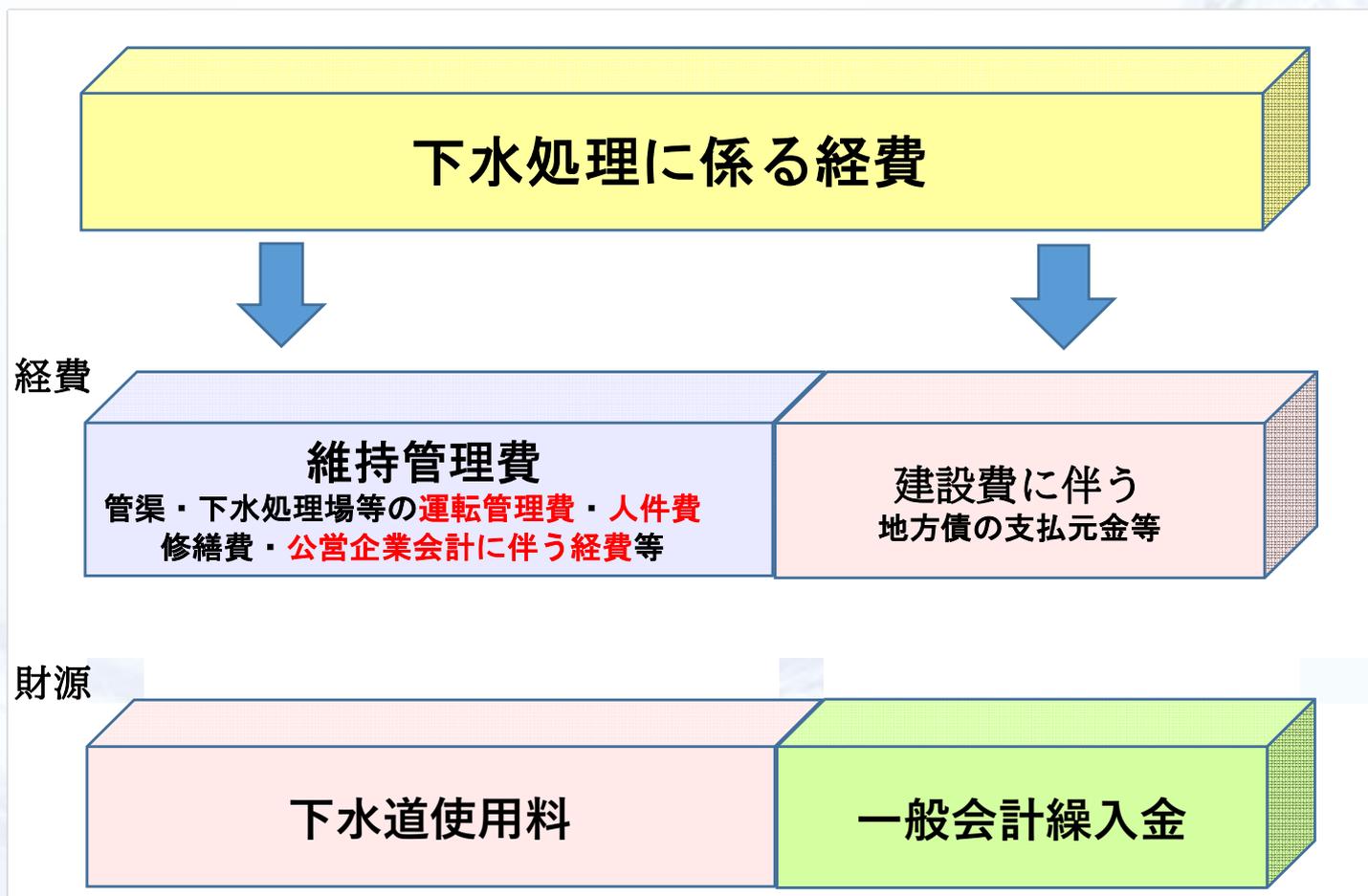
男性 1,032人 女性 1,260人 計2,292人



区分	世帯数	
総世帯数	1,149	100%
うち高齢者(65歳以上)のみ世帯	543	47%
うち高齢者(65歳以上)の単身世帯	322	28%

区分	世帯割合	
戸建て	736	64%
県営住宅	348	30%
市営住宅	65	6%

3. 下水処理に係る経費とその財源（イメージ）



4. 維持管理費及び使用料収入について

●春日野地域下水道使用料収入実績

(単位：千円)

	R2	R3	R4	R5(見込み)	R6(見込)
春日野処理区	28,425	26,884	25,673	24,483	24,452

※過年度分収納額は含めていません。
 ※R6年度は、R4年度実績の収納率98.5%により試算

●使用水量別の使用戸数及び戸数割合

(単位：世帯・%)

使用水量	使用戸数	割合
基本料金 (10m ³ 以下)	363	34.41
11m ³ ~20m ³	368	34.88
21m ³ ~30m ³	187	17.72
31m ³ ~	137	12.99
合計	1055	100.0

●公共下水道（春日野処理区）維持管理費

※令和7年度見積額

(単位：千円)

項目	金額
維持管理費	86,464
人件費	15,812
消耗品費	2,836
光熱水費	9,184
修繕料	5,100
手数料	4,000
委託料	5,162
施設維持管理業務委託料	31,000
工事請負費	500
原材料費	279
負担金及び補助交付金	1,826
その他（経常経費）	1,592
その他（公営企業会計分）	9,173

●令和7年度維持管理費（見込み）と令和6年度使用料収入（見込み）の比較

（単位：千円）



【令和6年度と同じ使用料とした場合】

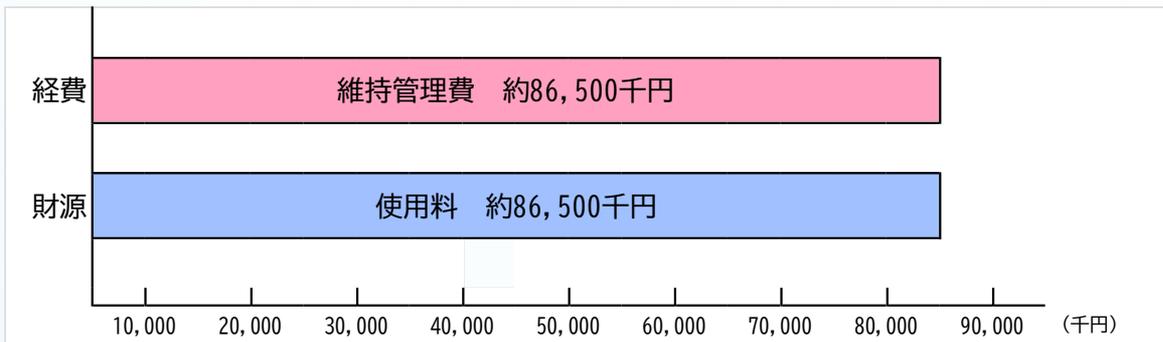
約62,000千円の財源不足が生じる見込みですが、実際に予算を編成し、予算を執行することにより財源不足額はもっと少なくなる可能性があります。

項目	金額
維持管理費	86,464
人件費	15,812
消耗品費	2,836
光熱水費	9,184
修繕料	5,100
手数料	4,000
委託料	5,162
施設維持管理業務委託料	31,000
工事請負費	500
原材料費	279
負担金及び補助交付金	1,826
その他（経常経費）	1,592
その他（公営企業会計分）	9,173

5. 区分別収支見込みと使用料の設定（案）について

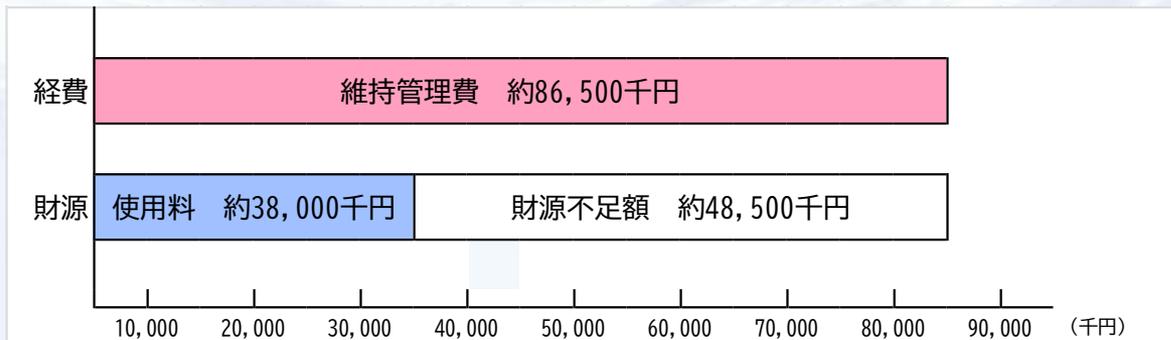
●区分別収支見込み

【独立採算（経費回収率100%）とした場合】



【国からの提言を参考とした場合（富岡処理区と同じ）】

※富岡地区の使用料は、国からの提言「現在の使用料単価では汚水処理減価を回収できない事業にあっては、まずは、使用料金単価を150円/m³（家庭使用料金3,000円/20m³・月）に引き上げること」を参考に設定している。



●使用料の設定（案）について

国からの提言を参考とした場合の使用料単価と独立採算（経費回収率100%）を設定した使用料単価（見込み）は次のとおりです。

（税抜）

区分	基本料金	追加料金（1m ³ あたり）	
○独立採算（経費回収率100%）を基本とした場合の使用料 現行の使用料を約3.5倍に引き上げる必要あり	10m ³ まで 800円→3,900円	11～20m ³	110円→280円
		21～30m ³	110円→285円
		31m ³ ～	110円→290円
○国からの提言を参考とした場合の使用料（富岡処理区） 現行の使用料を約1.52倍に引き上げる必要あり	10m ³ まで 800円→1,400円	11～20m ³	110円→150円
		21～30m ³	110円→155円
		31m ³ ～	110円→160円
○現行（春日野地区）の使用料	10m ³ まで 800円	11～20m ³	110円
		21～30m ³	110円
		31m ³ ～	110円

6. 受益者負担金について

下水道が整備されると、住みよい生活環境が生まれ、その土地の利用価値が増大します。しかし、こうした恩恵を受けられるのは下水道整備区域内に土地を有する特定の人々に限られます。そこで、受益と負担の公平を保ちながら、下水道整備によって、恩恵を受ける方々に事業費の一部を負担していただく制度です。

市では、受益者負担金の賦課及び徴収について、阿南市公共下水道事業受益者負担金条例に必要な事項を定めています。

<根拠法令> 都市計画法第75条（一部抜粋）

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

【阿南市公共下水道事業受益者負担金条例（**抜粋・要約**）】

第1条 この条例は、都市計画事業として施行する公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担金の賦課及び徴収について必要な事項を定める。

第2条 「受益者」とは、公共下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者をいう。

第3条 負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び面積を告示しなければならない。

第8条 賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、負担金の額を定め、これを賦課する。

【受益者負担金賦課・徴収の可否について】

春日野地域下水道事業においては、当初、土地購入時にコミュニティ・プラントに係る分担金を納付していただいておりますので、公共下水道に事業転換し、施設を更新する場合であっても、賦課・徴収はできないと解しておりますが、念のため、関係行政機関に問い合わせ、次のとおり助言を受けています。

- ① すでに下水道が供用されている地域での大規模更新工事等により、その地域における**土地の利用価値の「増大」が生じるとは、想定されない。**
- ② 「下水道使用料・受益者負担金（分担金）徴収事務の手引き（日本下水道協会）のQ&Aに、「受益者負担金は、下水道の整備により特定の個人の排他的な資産にある**土地の値段の上昇を受益として、その受益の限度において1回限り賦課する性質のもの**である。」との記載がある。
- ③ 過去の国会において、「受益者負担金は、公の費用でつくって著しく利益を受けた人から、利益の範囲内で社会に還元してもらう仕組みであり、**原則として1回限り**です。」と答弁している。

【市の考え】

関係行政機関からの技術的助言等を踏まえ、既に下水道が整備され、下水道を使用されている春日野処理区については、**受益者負担金は賦課徴収することはできないもの**と考えております。

なお、これまでの住民説明会におきましても、その旨をご説明申し上げております。

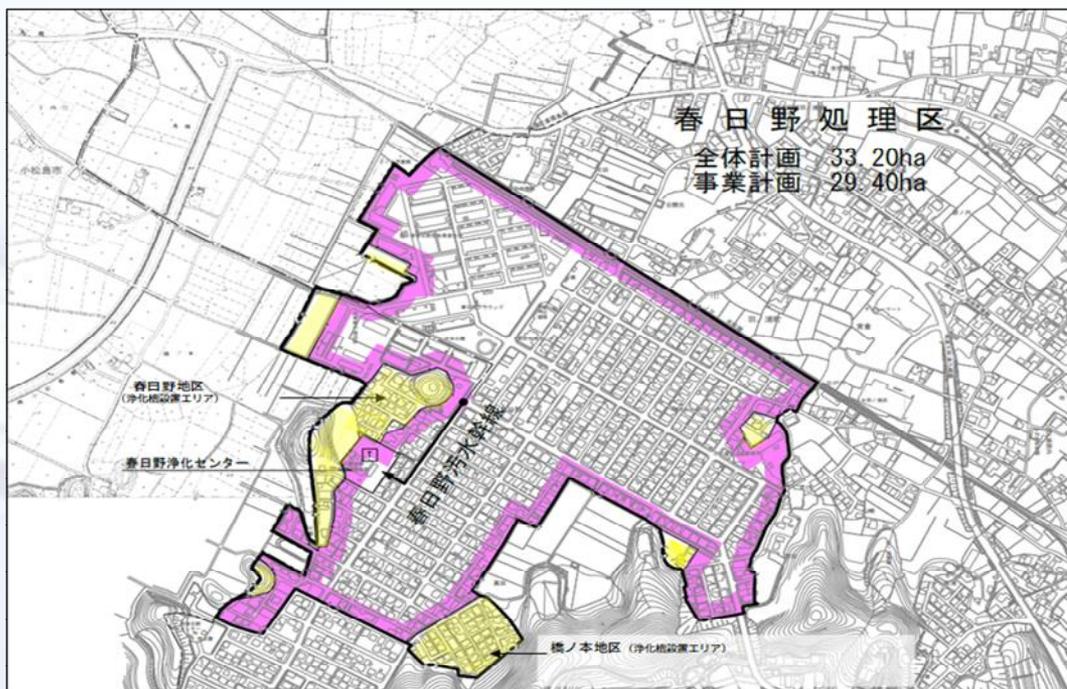
また、下水道の未整備区域については、下水道が整備され、供用が開始された際には、**受益者負担金を賦課・徴取させていただく方針**としております。（次ページ参照）

●主なスケジュール

公共下水道に
事業転換
(R7.4.1予定)

下水道施設の
整備方法の決定

新処理場稼働



◎受益者負担金の賦課徴収時期

春日野処理区の未整備地区（黄色のエリア）の整備については、既存処理施設・管渠の改修・改築後に着手する予定であり、受益者負担金の賦課徴収は、未整備地区の整備後、下水道に接続が可能となった年度から行う予定です。